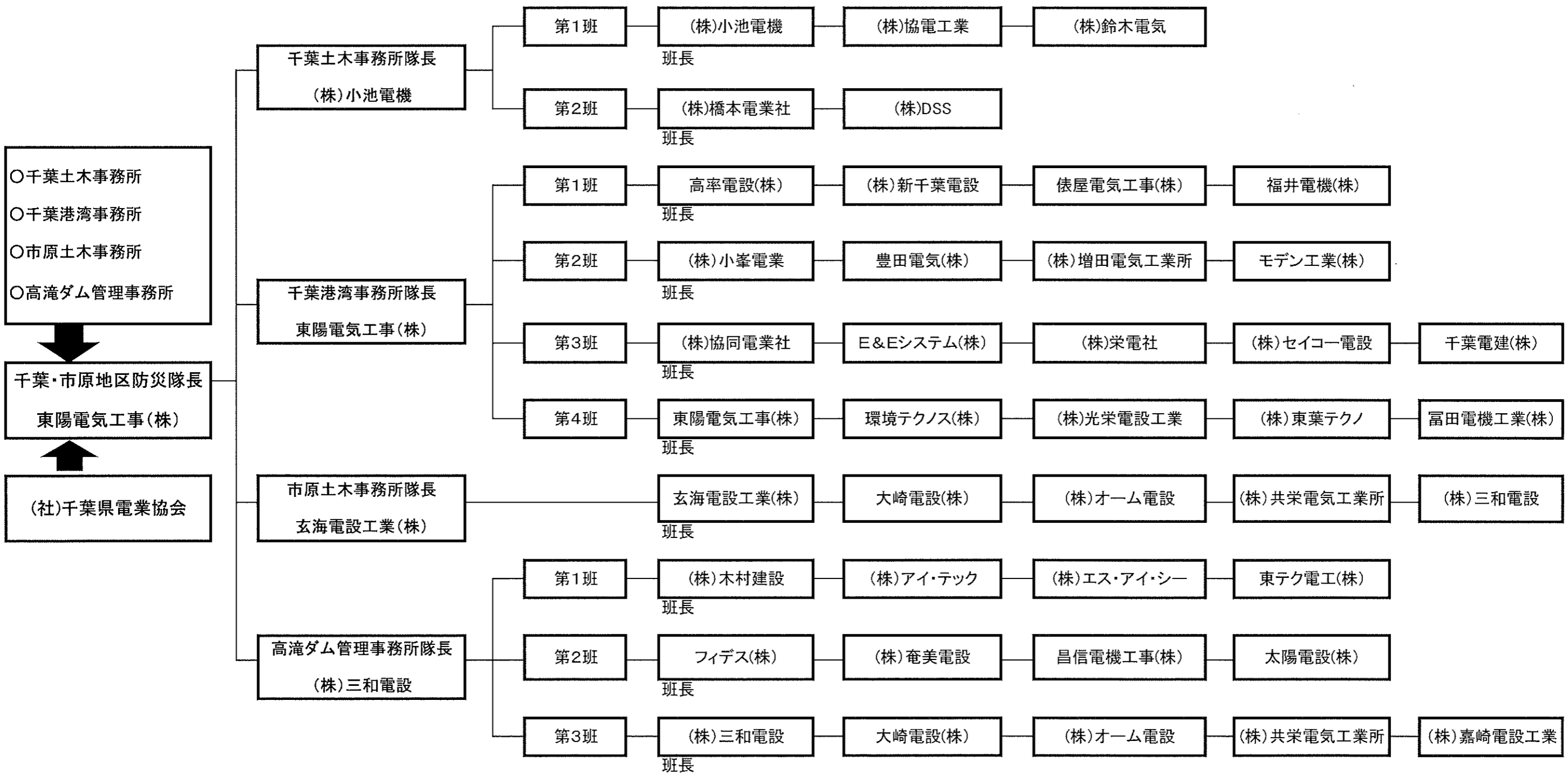


(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(千葉・市原地区防災隊)

平成23年4月1日施行
令和5年4月1日現在
令和5年4月20日変更

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(葛南地区防災隊)

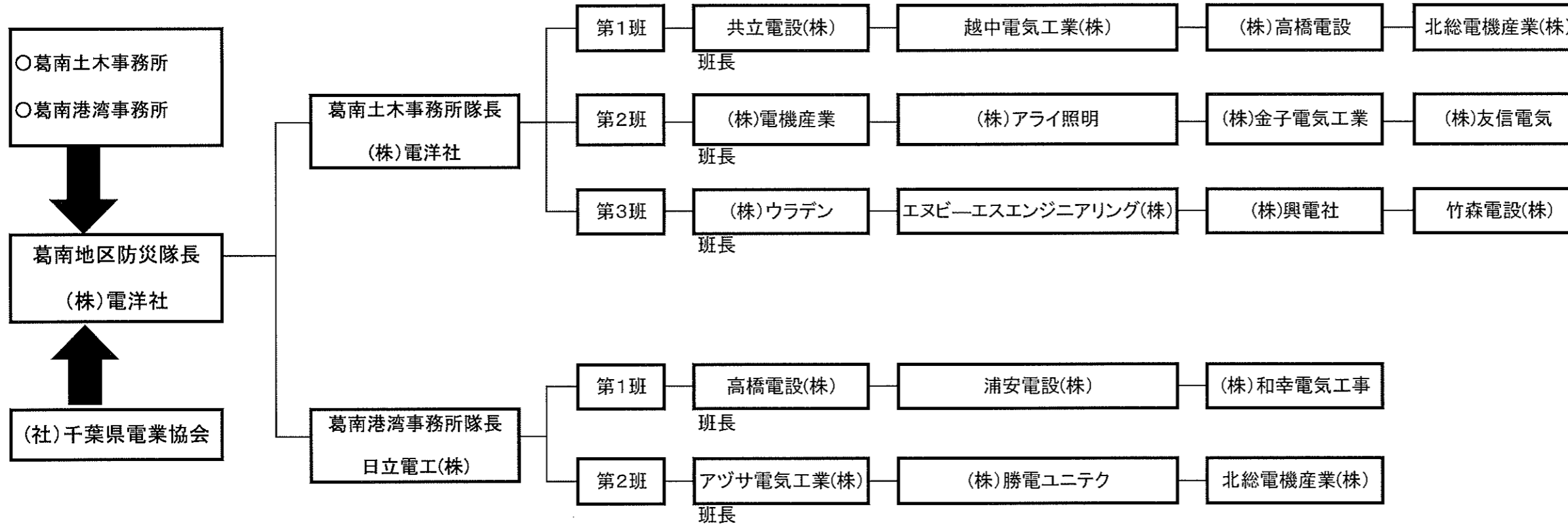
平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

令和5年4月10日変更

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(東葛地区防災隊)

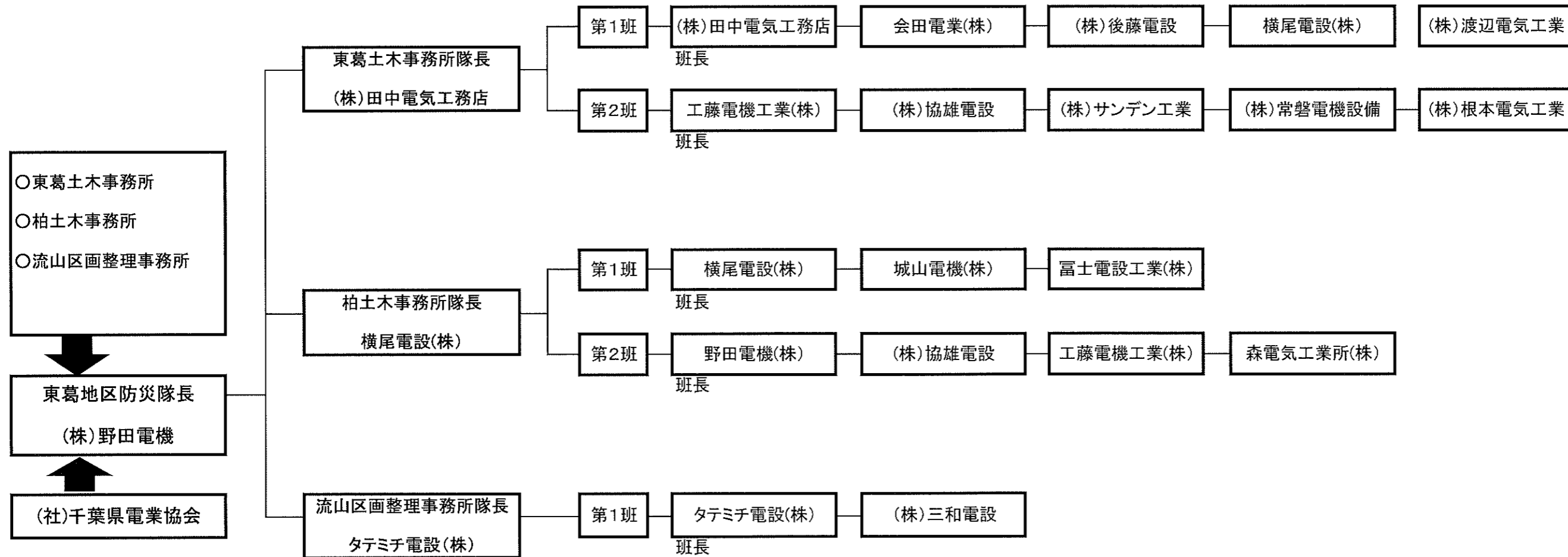
平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

令和5年6月1日変更

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



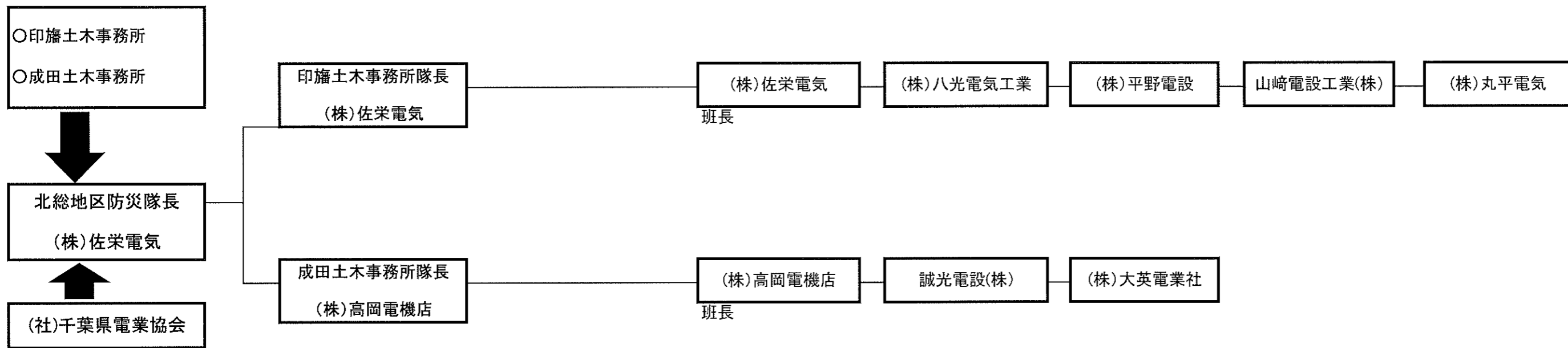
(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(北総地区防災隊)

平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



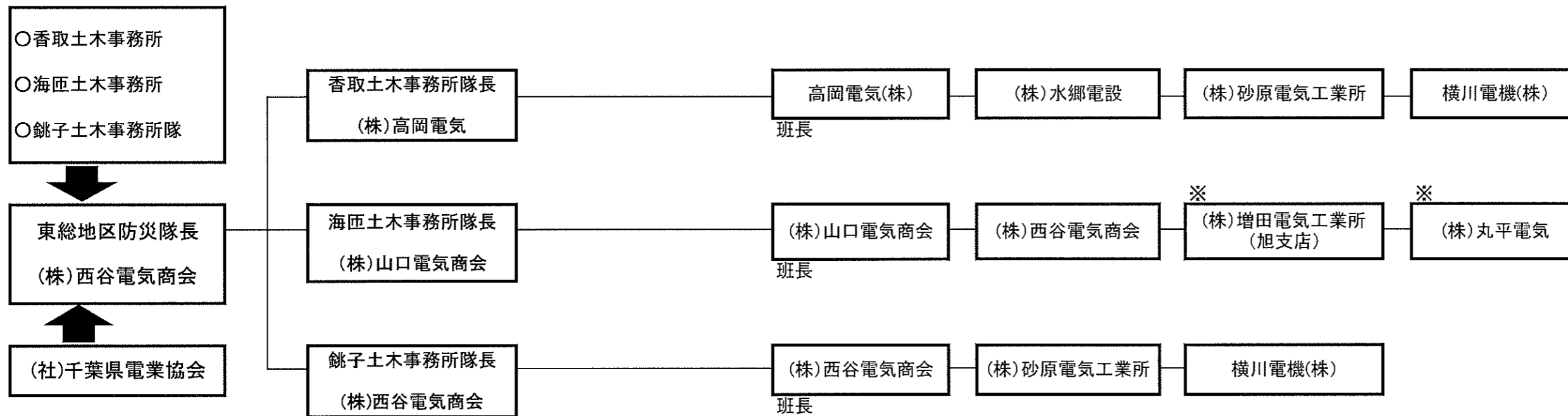
(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(東総地区防災隊)

平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



※印は他の地域防災隊からの応援

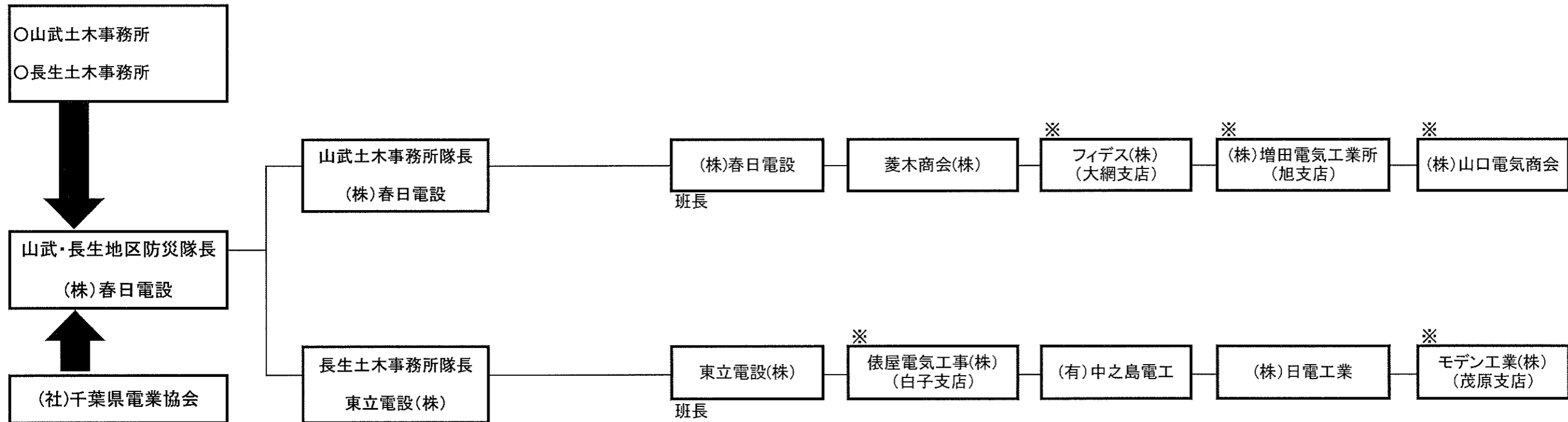
(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(山武・長生地区防災隊)

平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



※印は他の地域防災隊からの応援

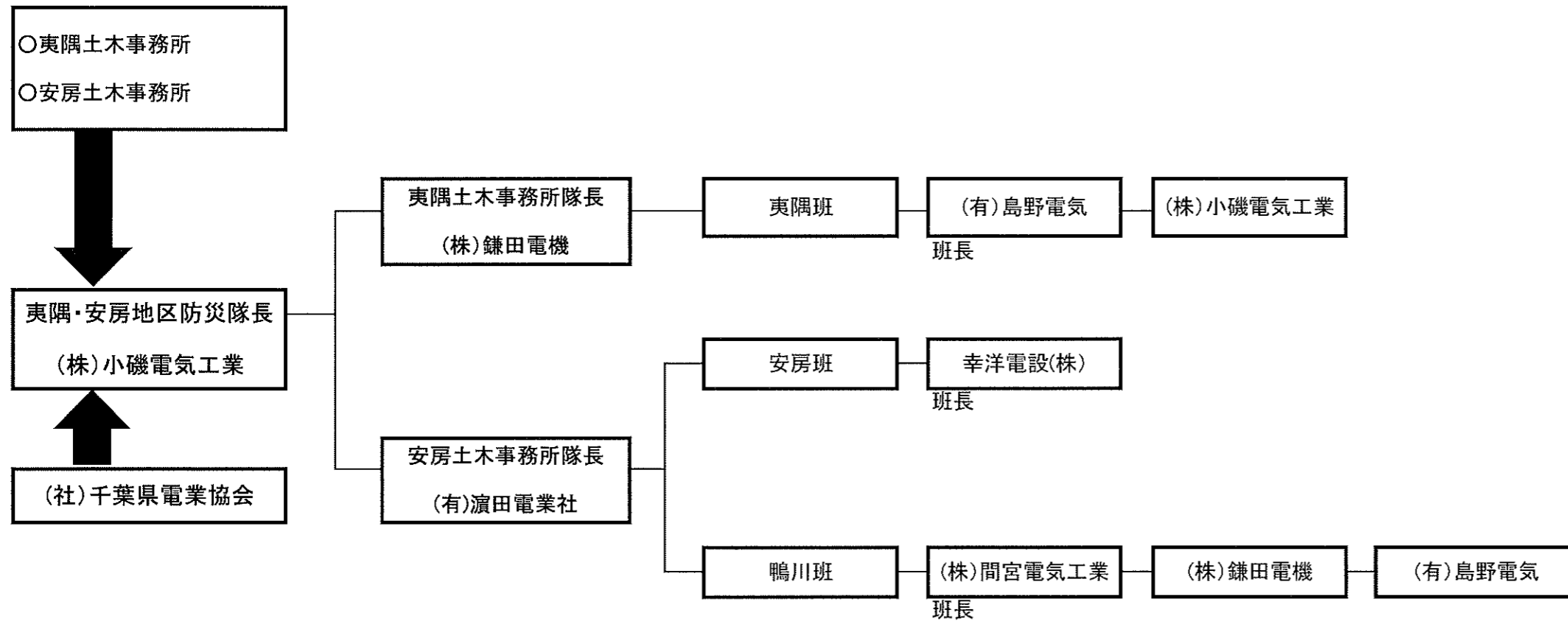
(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(夷隅・安房地区防災隊)

平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長をお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。



(一社)千葉県電業協会災害応急対策連絡網(君津地区防災隊)

平成23年4月1日施行

令和5年4月1日現在

【緊急・連絡事項の取り扱い方法】

- * 県からのご一報・連絡は、防災隊長にお願いします。
- * 防災隊長は、県からの一報・連絡を受けたときは、対策本部及び関係事務所隊長にFAXでご報告・ご連絡ください。(事務所隊長が直接県から一報・連絡を受けた場合は、防災隊長から対策本部に報告)
- * 事務所隊長は、防災隊長から一報・連絡を受けたときは関係班長にFAXでご連絡ください。(直接県から一報・連絡を受けたときは、防災隊長にもFAXで報告)
- * 各班長は、全班員にFAXでご連絡ください。

